

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「過去の未実現提案等についての政府の対応方針」において措置された事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1115	高圧ガス設備における「軽微な変更の工事」の対象拡大	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第14条 コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第14条	平成21年度中に結論	<p>〔第12次提案等に対する対応方針（平成20年3月7日）〕 高圧ガス保安法に基づく「軽微な変更の工事」の対象を拡大することについては、安全確保の観点から技術的な調査・検討が必要である。よって、平成20年度中に高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等で当該調査・検討を行い、同年度内に結論を得る。</p> <p>〔第15次提案等に対する対応方針（平成21年11月12日）〕 平成20年度の技術的調査・検討の結果を踏まえ、対象の拡大に向け、制度設計を行い、平成21年度中に結論を得る。 【平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成20年度中に結論」とされていたもの】</p>	全国で実施	高圧ガス設備において、第一種製造者が設備の変更工事を行う場合は都道府県知事の許可を受けなければならないが、当該変更工事が軽微なものである場合は、都道府県知事への届出でよいとされており、届出の対象となる工事の範囲を拡大する。	経済産業省